

令和6年第6回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年6月25日)

奥州市農業委員会

令和6年第6回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年6月25日(火) 午前9時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農地法第5条の許可処分を取り消しについて

報告第4号 奥州市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（23名）、欠席委員（0名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男
22 小野 鮮悦	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

3 青木 稔

24 小野寺 芳孔

37 高橋 光雄

事務局職員

事務局長 井面 宏

事務局長補佐 佐々木 治彦

農地係 係長 佐藤 茂樹

上席主任 村上 真紀

主事 佐々木 翔琉

農業振興係 係長 菅野 伸

主事 小原 朋世

議長 ただいまより、令和6年第6回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員はおりません。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、青木稔推進委員、小野寺芳孔推進委員、高橋光雄推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、3番、伊藤周治委員、4番、佐々木生子委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年5月17日から令和6年6月18日までの主な内容をご報告申し上げます。5月17日、胆沢ダム管理協議会総会が開催され、令和5年度事業報告等について審議決定されました。同日、国道4号水沢東バイパス整備促進期成同盟会通常総会が開催され、令和5年度事業報告等について審議決定されました。5月20日、第1回奥州市農業再生協総会通常総会が開催され、令和5年度事業報告等について審議決定されました。5月24日、第5回農業委員会総会を開催し、農地案件等9件について審議決定いたしております。同日、第2回農政専門委員会を開催し、令和7年度農林関係税

制改正要望等について協議いたしました。5月29日、令和6年度全国農業委員会
会長大会が東京で開催され、持続可能な農業・農村を創るための政策提案などの
決議がなされました。6月7日から27日までの会期で、第2回奥州市議会定例会
が開会されております。一般質問初日に高橋善行議員から「市道の維持管理につ
いて」の質問があり、会長から「農地集積を進めるうえでの支障の一つとして草
刈り作業の課題について説明し、併せて農地に面している市道法面の草刈りにつ
いて意見要望した経緯」を答弁しました。また「農業委員会の在り方について」の
質問については、「農地利用最適化推進会議の取り組み、地域計画への参画など、
農業委員会の機能」について答弁しました。一般質問の3日目には菅野至議員か
ら「市内農業の状況について」の質問があり、会長から「農地の集積・集約の現
状、遊休農地の拡大防止の取り組み、地域計画における目標地図の素案の更新」
について答弁しております。以上でございます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。
係 長 今月の報告件数は60件です。相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん
希望は番号5、番号39から番号41、番号47、番号60の6件です。番号5につい
ては黒石担当の小野委員に、番号39から番号41については前沢担当の鈴木委員
に、番号47については若柳担当の千田委員、植松委員に、番号60については衣
里担当の三浦委員に情報提供をさせていただいております。水沢、前沢担当の農
業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となる
のが、番号3、番号6、番号11、番号12、番号38、番号39、番号40、番号42、
番号44、番号50の10件です。以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が
ありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は6件です。解約の理由は、中間管理機構に係る解約2件、労力不足による解約2件、贈与するための解約1件等となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、農地法第5条の許可処分を取り消しについてを議題といたします。事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 報告は2件です。番号1と2は関連案件です。賃貸借により工事用資材置場を整備する予定でしたが、工事資材納入の契約が思うようにまとまらず、会社の業績が悪化したことで、転用地の整備資金を捻出できなくなったため許可処分の取消しを願い出たものです。申請者から取消願いが令和6年4月17日に提出され、許可取消処分が令和6年6月5日に出されています。以上、報告説明を終了いたします。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 報告第4号、奥州市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 報告第4号についてご説明いたします。この報告は、「農地利用最適化推進委員候補者」についてあらかじめ総会にて報告するものです。次回、第7回総会において議案提出し、同意・決定を得る手続きを経て正式決定となります。農地利用最適化推進委員候補者の報告であり、正式には翌月の総会で議決を得て決定するものです。議案書18ページに推進委員候補者の選考結果として全26区域、40人の候補者の名簿を載せております。19ページは、推薦・応募状況を記載しております。募集期間を1月29日から2月29日としたものの、定数に満たない区域があり、その区域について募集期間の延長を行い、最終的に5月31日まで募集を行ったものです。最終届出数は42名で、詳細は表のとおりです。20ページは、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の詳細を記載しております。5月1日と5月13日に会議を開催し、それぞれの会議の要諦を記載しております。21ページは、5月31日まで募集を行った区域の対応についてと今後の予定についての記載となっております。前段にも申し上げましたが、第7回総会において議案提出し、正式決定いただくもので、これは先ほど申した手続きを経て候補者が決まったことをご報告するものです。なお、新しい推進委員への委嘱状の交付は、翌7月23日とする予定であることを申し添えます。以上、報告します。

議 長 報告第4号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 18番、家子洋子委員。

18番委員 はい、家子洋子です。21ページに「その他定数に満たない2区域の推進委員2名の募集期間を31日まで延長することになった」ということで、こちら見ますと古城と小山は1人ずつ多くて選ぶのが大変だったと思いますが、定数に満たない2区域っていうのはどこだったのかなと思ひまして。本当に定数満たすのに、皆さんご苦労なさったと思いますので、もしよければ教えていただきたいと思います。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 はい、黒石と羽田でございます。

(「議長」の声あり)

議 長 18番、家子洋子委員。

18番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第4号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が9件、使用貸借権の設定が2件、地上権の設定が1件の計12件です。番号1は、新規就農のため3万円で売買するものです。耕運機、トラクターを所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号2は、後継者へ生前部分贈与するものです。番号3は、売買で金額60万円です。番号4は、高齢化のため贈与するものです。番号7は、新規就農のため5万円で売買するものです。トラクター、管理機、草刈機を親戚から借り入れ、自家用野菜を作付け予定です。番号8は、新規就農のため20万4,868円で売買するものです。譲受人に農業経験はありませんが、取得する面積が大きくないことから、大型の農機具を導入しなくても耕作を行うことができると判断いたしました。自家用野菜を作付け予定です。番号9は、地上権を設定するもので、地代は1万815円です。当該土地は、昭和55年から管水路の設置のために地上権を設定していたものですが、設定期間が終了していたことから改めて権利を設定するものです。番号10は、売買で総額130万円です。番号11は、新規就農のため48万円で売買するものです。管理機、草刈機、トラクターを所有しており、ジャガイモ、キュウリ、トマトを作付け予定です。番号12は、新規就農のため1,000円で売買するものです。耕運機、草刈機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。以上12件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 家子洋子です。番号9の地上権ですが、こちら40年間とありますけれども、地上権で40年間っていうのは珍しいことなんですか。それとも、このように何十年もっていうのは普通なことなんですか。確認です。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい。家子委員の質問にお答えいたします。地上権の設定期間については、特に何年と定まっているものではないというところです。よろしくお願いします。

(「議長」の声あり)

議長 18 番、家子洋子委員。

18 番委員 はい、ありがとうございます。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が 7 件、所有権の移転が 3 件の計 10 件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は1件です。農地中間管理機構が貸付人から使用貸借の権利の設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は15件です。番号1は、売買により共同住宅2棟を整備するものです。番号2は、売買により駐車場を整備するものです。事務所に隣接して拡張する計画です。番号3は、売買により自己住宅を整備するものです。番号5は、売買により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業面積283.5㎡です。番号6は、売買により自家用駐車場及び庭園等を整備するものです。番号7は、売

買により社員寮3棟を整備するものです。番号8は、使用貸借により携帯電話基地局設置工事に伴う資材置き場等を整備するもので、令和6年11月までの一時転用となっております。番号9は、売買により自己住宅を整備するものです。番号10は、賃貸借により駐車場等を整備するものです。番号11は、売買により自己住宅を整備するものです。番号12は、売買により共同住宅2棟を整備するものです。非農地を含む総事業面積は1,769.83㎡です。5月に許可が出ている事業計画ではありますが、申請農地にもれがあったため追加申請するものです。事業計画内容、規模に変更はありません。番号13は、駐車場を整備するものです。番号14は、賃貸借により経営体育成基盤整備事業工事に伴う資材置き場等を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は507㎡で、令和6年12月までの一時転用となっております。番号15は、売買により木材置き場及び作業スペースを整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1から番号5について、青木稔推進委員お願いします。

推進委員 現地確認の報告をいたします。6月11日、紺野委員、事務局の佐藤係長、村上上席主任と私の4名で、番号1から5までの案件の現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況については、特に問題はありませんでした。以上です。報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、17番、紺野弘行委員より補足説明はありませんか。
17番委員 はい。推進委員のおっしゃることに異議はございません。皆さん、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、番号6から番号8について、2番、小野寺和明委員お願いします。

2番委員 はい。2番、小野寺です。現地確認の報告をいたします。6月10日、菊池茂推進委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の4名で、番号6から8までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況は、番号6、7、8、いずれも何も作付されてませんでした。以上です。

議 長 次に、番号9から番号11について、小野寺芳孔推進委員お願いします。

推進委員 はい。現地確認報告をいたします。6月10日、小野委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の4人で、番号9から11までの案件について現地確認を行いま

した。転用に係る周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況は、管理も適切であると思われました。以上になります。

議長 ただいまの報告について、22 番、小野鮮悦委員より補足説明はありませんか。
22 番委員 はい。小野寺推進委員の報告のとおりでございます。ご審議よろしく願います。

議長 次に、番号 12 から番号 15 について、高橋光雄推進委員お願いします。
推進委員 はい。現地確認の報告をいたします。6 月 11 日、佐々木生子農業委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の 4 名で、番号 12 番から 15 番までの案件について現地確認をいたしました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。番号 12 に関しては草刈もされていて綺麗でした。13 番は、かなり以前に盛り土がされていった状況ではありましたが、手入れされていた自己保全地です。14 番は、ぬかる土地のために作物がつかれないような状況でしたが、自己保全としてかなり綺麗に手入れがされておりました。15 番も同じような状況で綺麗でありました。以上、問題なしと思います。

議長 ただいまの報告について、4 番、佐々木生子委員より補足説明はありませんか。
4 番委員 ございません。

議長 議案第 4 号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 14 番、渡部昭吉委員。
14 番委員 14 番、渡部です。直接的ではないんですが、8 番と 14 番の一時転用についてです。今までも一時転用が出て、許可相当で意見書を付していると思いますが、一時転用期間終了後の確認について、どのような確認をしているか、お聞きいたします。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。
上席主任 はい。通常、一時転用に限らずなんですが、事業が完了しましたら完了報告届というのを提出することになっております。特にも一時転用につきましては、現地がきちんと農地の状態に戻っているかどうかということで、現地の写真を必ずつけていただいて、届けに来た事業者にも確認はしているところです。何か問題があれば、こちらとしても現地に赴くことはあるかと思いますが、一応転用の事業が完了したという報告書に、資料と写真と説明を受けて、そのように完了した

ということで判断をしております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 14 番、渡部昭吉委員。

14 番委員 写真確認もいいんですけど、やっぱりきちんと本当に農地に戻って、そのあと活用されているか確認すべきではないかと私は思うんです。当然、永久転用になれば、そのまんま完了報告はそれでいいんだと思います。ただ、戻すというルールですので、写真っていう形も悪くはないと思いますが、果たして本当にそうかと。要はですね、将来その適用外なんかに後で出てくるとか、大変申し訳ないんですけど、怪しいのがいっぱい出てくる可能性もあるんじゃないかということです。これは希望ですけど、是非、この一時転用期間満了後の現地確認を、きちんとやるべきではないかと思しますので、意見として申し上げておきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は 3 件です。番号 1 は、宅地、進入路として利用しており、農地以外の現況地目となっています。番号 2 は、通路、庭として利用しており、農地以外の現況地目となっています。番号 3 は、宅地、駐車場等として利用しており、農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。番号 1 について、青木稔推進委員お願いし

ます。

推進委員 現地確認の報告をいたします。6月11日、紺野委員、事務局の佐藤係長、村上上席主任と私で、番号1の現地確認を行いました。農地への復旧が困難かつ、その状態となってから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。なお、現地の状況ですけれども、畑は耕作していないが、問題はないものと報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告について、17番、紺野弘行委員より補足説明はありませんか。

17番委員 はい、特にありません。推進委員のおっしゃるとおりで、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に、番号2について、2番、小野寺和明委員お願いします。

2番委員 はい。2番、小野寺です。現地確認の報告をいたします。6月10日、菊池茂推進委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の4名で、2番の案件について現地確認を行いました。農地への復旧が困難かつ、その状態となってから20年以上を経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。現況は、庭木とか何かが植えてあったと思います。以上、報告いたします。

議長 次に、番号3について、高橋光雄推進委員お願いします。

推進委員 はい。では、現地確認の報告をいたします。6月11日、佐々木生子農業委員、事務局の村上上席主任、安倍主任、私の4名で、番号3の案件について現地確認を行いました。農地への復旧が困難かつ、その状態となってから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。なお、現地の状況は、盛り土がされておりましたが、手入れのされた綺麗な雑種地扱いとなっております。問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの報告について、4番、佐々木生子委員より補足説明はありませんか。

4番委員 ございませぬ。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前 10 時 10 分